提案		提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新た な措置の内容	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府・2	5 位	1 1 5 mil		建設現場に車両をあらかじめ登録・把握し、カメラ等による一般交通及び物流交通を重ね合わせた 交通量を予測・可視化し、工事関係者へ提示す ることで、各担場に対して工事車両の時間及び ルートのシフトを促す。	交通混雑の改善	カメラやETC路側機、サイネージの路上設置に関する法規制	道路法第32条、第33条 (道路の占用許可) 道路法施行令第34条の3 (道路の附属物)	・公道上に設置する交通カメラ、ETC路側機、サイネージ等の扱いの明確化を要望・道路占用及び使用に関わる条件、手続きの緩和を要望・国、行政の道路附属物として扱うかの明確化を要望	国土交通省	(交通カメラ、ETC路側機、サイネージの(占用物件・道路付属物としての) 扱いの明確化) 以下の理由により、対応済み。 理由:提案自治体が示す「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明 種ではなが、一般的に、提案内容にあるような機能を有する物件の占用物件 及び道路付属物としての扱いは、現行制度上、明確であるため。 (道路占用にかかわる条件、手続きの緩和) 以下の理由により、対応済み。 理由:提案自治体が示す「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明 確ではないが、既に同種占用物件が多数存するところ、現行の占用許可にかか る運用を踏まえると、提案事業の実施において現行計可基準が支限となるとは 考えられないため、また、占用手続きについては「遊路占用許可に係る中請手続き きの簡素化及び一層の弾力化(平成23年12月28日 国道利第18号、第 19号)】等により緩和指置を講じており、提案事業の実施において現行占用 手続きが支障となるとは考えられないため。			
大阪府・2	<b>另</b> 位		位置情報及びデータ 分析にもと7V車両誘 導	カメラやETC路側機、スマートフォン等のGP S機能などを活用し、工事関係車両の位置情報 を把握 周辺道路の混雑状況に応じて、工事関係車両 の適切な誘導を実施することで、当日の混雑状 況に応じたリアルタイムでの渋滞緩和を実現	交通混雑の改善	カメラやETC路側機、サイネージの路上設置に関する法規制	道路法第32条、第33条 (道路の占用許可) 道路法施行令第34条の4 (道路の附属物)	・公道上に設置する交通カメラ、ETC路側機、サイネージ等の扱いの明確化 を要望 ・道路占用及び使用に関わる条件、手続きの緩和を 要望 ・国、行政の道路附属物として扱うかの明確化を要望	国土交通省	(交通カメラ、ETC路側機、サイネージの(占用物件・道路付属物としての)扱いの明確化)以下の理由により、対応済み。理由: 提案自治体が示す「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明理は:提案自治体が示す「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明確ではないが、一般的に、提案内容にあるような機能を有する物件の占用物件及び道路付属物としての扱いは、現行制度上、明確であるため。(道路占用にかかわる条件、手続きの緩和)以下の理由により、対応済み、理由: 提案自治体が示す「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明確ではないが、既に同種占用物件が多数存するところ、現行の占用許可にかる運用を踏まえると、提案事業の実施においては「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化(平成23年12月28日 国道利第18号、第19号)」等により緩和措置を講じており、提案事業の実施において現行占用手続きが支障となるとは考えられないため。			
				通動客(将来の観光客も含め)など不特定多数の乗客に対して、有償でオンデマンド乗合バスなどを運行し、乗降場も自由に設定		・道路上での乗降場設置には許可が必要 ・都心部などでは、地方公共交通会議の同意取得に時間を要するなど、許可取得のハードルが高い。	道路法第32条、第33条 道路運送法第4条 道路運送法施行規則第9条の3	・道路占用及び使用に関わる条件、手続きの緩和を要望 ・地方公共交通会議の同意取得時間の短縮を要望	国土交通省	【道路法について】 (道路占用にかから条件、手続きの緩和) 以下の理由により、対応済み。 理由:提案自治体が示す「道路上での乗降場」が必ずしも明確ではないが、既 に同種占用物件が多数するところ、現行の占用計可に係る運用を踏まえる と、提案事業の実施において現行許可基準が支障となるとは考えられないため、 また、占用手続きについては「道路占用計可に係る申請手続きの間素化及び 一層の弾力化(平成23年12月28日 国道利第18号、第19号)」等に より緩和措置を講じており、提案事業の実施において現行占用手続きが支障と なるとは考えられないため。 【道路運送法について】 規制改革事項について明確化を要する。			
				同じ事業用車両(縁ナンバー車両)を、ある時間帯は定時定路線、ある時間帯ではオンデマンド 連行といた異なる目的で使用。 料金なども一括決済できるようにする。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の 渋滞緩和	複数交通モード毎に運賃制度が異なり、一括決済による割引など、事前一括決済ができない。	道路運送法第9条ほか	利用者の利便性向上には、複数交通モードでの事前一括 決済を普及促進できるよう手続きの酵素化を要望	国土交通省	規制改革事項について明確化を要する。			
				同じ事業用車両(縁ナンバー車両)を、ある時間帯は定時定路線、ある時間帯ではオンデマンド 運行といた異なる目的で使用。 料金なども一括決済できるようにする。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の 渋滞緩和	現行法では、複数の交通事業者間で車両の貸し借りすることができない。	道路運送法第33条	事業化を見据え、対応できる交通事業者を限定せずに輸送効率化を検討できるよう、名義の利用や事業の貸渡しを可能とするよう要望	国土交通省	道路運送法では、輸送の安全性確保等の観点から事業の事前許可制を設け ており、同法の許可等を持たない者による有償での旅客運送は、ごれらの観点か ら重大な懸念があるため、認めていないが、許可を受けた事業者間において、個 別の事業計画に応じて、適切な事業計画のもとで、車両の貸し借りがなされる 場合については対応可能である。			
大阪府・ジ	5 6	リ111 1 学洲	駅及び共同駐車場からのシャトルパス・デマンドパスの運転管理	夢洲内外・夢洲内オンデマンドシャトルバス(自動運転バス、EVシャトル)を運行する。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の 渋滞緩和	シャトルバスの運転には大型二種免許が必要だが、有資格者を多く確保することが困難	道路交通法第86条	限定領域内での自動運転(レベル2程度)導入時のシャトルバス等の必要免許の規制緩和を要望(大型一種免許等)			・夢洲における万博関連工事の関係者は、車でしかアクセスできない交通環境にある。また、そので変通アセクは20季増大権と夢無大権と夢映入シネルのみであり、交通渋滞の緩和を図る為、工事関係車両の削減が必須となっている。 ・本サービスは、建設作業員の通動車両削減のあ、夢洲外の駅及び共同駐車場と現場を結ぶシャトルバスサービスを実施するもので、主に臨港道路を走行し、利用者は工事関係者に限定した旅客輸送を検討している。 ・そこで、「欠運転手の確保の為、レベル2の部分運転自動化のシャトル「欠による限定されたエリア内、利用者であれば、大型第一種免許等で運転できるよう再提案する。	警察庁	走行場所が道路交通法第2条第1項第1号に定める道路に当たる場合にあっては、 多数の乗客を運送することを目的とする旅客自動車の運転について、乗客の安全確保のため、通常より高度の運転技能や知識が必要であること。 ・自動運転ンパル2程度の車両は、システムが安全運転を支援しつつも、飽くまで運転操作の主体運転者であることが削退となっていること。 ・同車両は、運行設計領域外ではシステムの支援等なしに通常と同様の運転操作が必要となること。 等か、御規葉のシャトルバスが、旅客自動運送事業に係る旅客を運送する目的で運行される場合には、当該シャトルバスの大きさに応じた第二種免許が必要です。
				パーク&ライドも含め、自動運転によりヒト・モノを 運搬する。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の 渋滞緩和	自動運転の公道実証実験に必要な道路使用許可の有効期間は、現行制度上最大6ヵ月となっている。		事業化を見据え、期間中に道路工事や著しい交通環境の 変化がある場合を除き、6カ月以上を超えて許可を取得で きるよう要望	警察庁	「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準(令和2年9月)」では、許可期間を原則として最大6か月の範囲内としておりますが、事業内容によっては6か月を超える許可期間を定めることも可能です。以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実験の実施要領を明らかにして個別に警察庁に御相談ぐださし。			
				パーク&ライドも含め、自動運転によりとト・モノを 運搬する。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の 渋滞緩和	自動運転の実証実験に使用する車両の保安基準の緩和条件の一つに、テストドライバーの他に保安員の配置の義務付けがあり、遠隔監視による無人自動運転のメリットが活かせない。	道路運送車両の保安基準第55条	車両に掲載カメラやセンサー類によって車外の環境を十分に 把握することが可能な場合は、保安員の義務配置の緩和を 要望	国土交通省	道路運送車両の保安基準第55条に基づく自動運転に関する保安基準の緩和において、保安要員の配置を義務付けていないところ、安全性が確保されていれば、保安要員の配置を不要とすることは可能、改めて、緩和手続きを担当する地方運輸局等に、安全性が確保されている場合は保安要員を不要とするよう、周知・徹底済みである。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新た な措置の内容	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
					改正かなされているが、美運用に関する基準が未 17条	17条 P	第 中小型モビリティの無人運転を可能とする条件の緩和、 PMVを歩行者とみなし歩道走行を可能とする条件の緩和や 無人回送に関する規制緩和を要望	警察庁	現在、様々なモビリティが開発されていると承知しており、その大きさや速度、構造、形態等が多岐に適合ため、一律に基準を設けることは困難ですが、「自動配送ロボット (近接監視・操作型及び5歳階監判・操作型) 公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトで公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、自律走行するが、レナナルモビリティについても、遠隔監視・操作による無人での公道走行が可能です。また、令和3年2月5日付け事務連絡により、原動機を用いる子行補助車等の判断基準について示しています。またパーソナルモビリティが遠隔監視・操作の機能を備えれば、道路使用許可を受けて無人回送することも可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備について、警察庁で検討を進めているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイトで公表したところでは、以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施されたい走行の態様を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
大阪府·大阪市	別冊1夢洲⑦	建設工事現場内及び 夢洲内でのパーソナル モビリティの導入	夢洲地区内のLV4自動連転によるオンデマンドモ ビリティサービスを実現。 連用当初は監視員の同東を行うが、将来的には 無人連行をめざす。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の 渋滞緩和				国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、 道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「認知」・「予 測」・「判断」・「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象 装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の 保安基準を規定している。			
					現行法では自動運転用専用レーンの設置や路 側設備設置に関して規定されていない。	道路法第2条、第32条、第33条	自動運転用専用レーン設置、路側設備設置に関する許認可の緩和、申請手続きの簡略化を要望	国土交通省	【路側設備設置に関する許認可の緩和、申請手続きの簡略化】 路側設備がどのようなものかは不明ではあるが、 許認可の緩和については、道路法第33条第2項第5号において、自動運行 補助施設の占用基準の特例相置を設け、無余地性の基準の適用を除外して いる。 また、占用手続きについては、「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び 一層の弾力化(平成23年12月28日 国道利第18号、第19号)」等に より緩和措置を講じ、ワンストップ化を図っている。			
					運賃については許可又は届出が必要となり、状況 に応じた柔軟な運賃設定が難しい。	道路運送法第9条	運賃変更に関する許認可の緩和 (届け出制への意向も含む)、申請手続きの簡略化を要望	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、柔軟な運賃設定は、現行制度でも 地域公共交通会議を活用して実施することが可能である。			
大阪府·大阪市	別冊 1 夢洲 ⑧	BIM/CIM等を活用した建設工事の効率化	各建築物BIM データをもとにしたデータ連携基盤 (空間情報に照らしたデータの見える化やシミュ レーションのもととなるデジタルツイン)を構築	ケーションにより、夢洲で働く人々のオンデマンド	建築確認手続等における電子申請の取扱いについて、BIM データの利用権が、知的財産を含む 建築主等に制限される可能性	建築基準法第6条	夢洲では、予めBIM データの公表範囲と活用目的等に関する基準等を整備し、建築主からのデータ開示、データ活用事業者の認定手続き等について円滑に運用できるよう要望	国土交通省	建築基準法第6条において確認申請書類の知的財産権については規定して いないごとから、建築基準法が事業の実施を不可能又は困難とさせている規制 にはあたりません。			
大阪府·大阪市	別冊 1 夢洲 ⑩	データ及びセンシングに よる局所的な気象予 測及び防災情報提供	中期 プ 取 (3 時間 ~ / 日間 在受 ) C ,		・予報の自動化が認められていない。 ・観測用気象計について規制がある。 ・洪水に関する予測業務は防災との関連性の観 点から現状認可されるのが難しい状況のため、津 波/高潮予測についても、認可されるのが困難と 想定される。	気象業務法第9条、第19条の3	予報自動化に関する緩和を要望     ・観測用気象計に関する緩和を要望     ・決水等に関連する予測業務の認可の促進を要望	国土交通省	○気象業務法では、科学的な根拠に基づかない予報によって国民や企業が適切な行動をとるための判断に影響が生じないよう。予報業務終行列制度を設け、予報業務を行う事業者には、現象の予想を気象予報上に行わせること等を義務付けているとともに、予報業務に用いる観測を行う場合には、技術上の基準に従って実施することとしている。 ○提案にある法水の予報業務については、防災との関連が高いこと及び、純粋な気象現象の予測だけでなく、その時々の河川の状況等の様々な要因によって影響され、気象庁以外の者において技術的に適種な予報を行うことが困難であったことか、現在主き中可を行うていない。一方で、近年のシューション技術の高度化や利用者の多様なニーズに対応していため、有識者からなる「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」(単務局:気象庁、国土交術の高度化や利用者の多様なニーズに対応していため、有識者からなる「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会(「単務局:気象庁、国土交術の高度化や利用者の多様なニーズに対応していため、有識者からなる「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討を上でいるところ。この中で、気象予報土の介在の必要性については議論いただいている。 ○近年のIOTセンサーの活用についてのニーズが増していることから、現在、自動予報のあり方や、IOTセンサーによる観測の成果の予報業務への利用について気象作力で検討を進めているところ。利用者を混乱させないよう一定の措置を検討する必要がある。 ○なお、津波及び高潮については、利用者を特定し、利用上の留意事項を予め説明すること等の措置をとること等を条件に、予報業務を許可しており、随時ご相談いただきたい。	・本サービスは高解像度シミュレーションとAI技術による短中期予報(3時間~7日間程度)、 観測データとAI技術による矩時間予報(~3時間)の夢洲周辺エリア限定の気象予測サービス を工事関係者に限定して提供することにより、建 設作業員の安全確保、週間工程や輸送計画の 効率的な立案等に寄与するものである。自動予 報のあり方等について、国による検討動向とも合 致していることから、予報自動化に関する機和に	国土交通省	○気象の予報に関しては、不確実性が内在しており、局地的な気象要素の予測であっても、それを左右する台風・前線等の大規模な気象現象との関係に注意しき、一般ではあると考えられる。一方、近年の予測の計算技術の進展により、気象予報上が署前に予報に用いる計算アルゴリズムをチェックル定期的に確認するととで、平定の予報水準は確保できつるものと考える。 ○このため、現在、気象予報士の設置人数については、研究向けや降水の短時間予報に限って緩和しているところ、この適用範囲の拡大について検討を進めております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新た な措置の内容	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
					日の出前または日没後の飛行には、国土交通大臣の承認が必要	航空法第132条の2(夜間飛行)	夢洲建設現場周辺の夜間飛行に関する包括許可を要望		【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間 における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させ る場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					原則、人口集中地区の飛行禁止であり、飛行に は承認が必要	航空法第132条第1項第2号、航空 法施行規則第236条の2(人口集 中地区の上空)		国土交通省	[航空法について] 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間 における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させ る場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					飛行許可取得に1カ月程度を要するため、臨機 応変な飛行が困難	航空法第132条第2項第2号	飛行許可取得期間の短縮を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、オンライン申請の活用等により許可取得期間が短縮できるよう にしております。			
大阪府·大阪市		ドローンを活用した測量・工事管理	大型無人航空機、中小型ドローンを使用した、 測量は工事管理	空場による効率化/省人化	第三者物件から30m離す法規があり、第三者物件の所有者許諾があっても、申請が必要	航空法第132条の2第1項第7号	第三者物件の所有者許諾がある場合の飛行高さの緩和を 要望	国土交通省	【航空法について】 当該飛行に関係する者の物件であれば、申請が不要です。			
					長距離で電波通信を行う場合、通信によっては 使用する機器単位で申請/承認が必要であり、 時間と費用がかさむ。	電波法第27条の18	ドローン活用時の専用または既存の携帯電波による運用を 要望	総務省	・提案内容の詳細が不明であるが、ドローンを含むロボット用の専用周波数として無人移動体画像伝送システム(169MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯)を制度化してが、無線局免許を取得することで使用可能である。 ・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用の影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から東用化試験局の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月か情報過售需議会における技術の検討を経て、今和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話系ットワーケに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話系の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
					最大離陸重量が機体、荷物を含め25kg以上となる場合、機体のより厳しい審査基準が必要	航空法第132条 (最大離陸重量 25kg以上の無人航空機の機能及び 性能に関する規制)		国土交通省	【航空法について】 現在においても、審査要領の内で最大薩陸重量が25kgを境に基準を分けております。			
			ドローンを活用し、夢洲の建設現場全体の見守り を実施	対は、建設現場の円滑な把握に寄与	日の出前または日没後の飛行には、国土交通大臣の承認が必要	航空法第132条の2(夜間飛行)	夢洲建設現場周辺の夜間飛行に関する包括許可を要望	国土交通省	[航空法について] 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間 における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させ る場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					原則、人口集中地区の飛行禁止であり、飛行には承認が必要	航空法第132条第1項第2号、航空 法施行規則第236条の2(人口集 中地区の上空)		国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間 における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がな、継続的に飛行させ る場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					飛行許可取得に1カ月程度を要するため、臨機 応変な飛行が困難	航空法第132条第2項第2号	飛行許可取得期間の短縮を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、オンライン申請の活用等により許可取得期間が短縮できるようにしております。			
大阪府·大阪市		ドローンによる建設現場の見守り			第三者物件から30m離す法規があり、第三者物件の所有者許諾があっても、申請が必要	航空法第132条の2第1項第7号	第三者物件の所有者許諾がある場合の飛行高さの緩和を 要望	国土交通省	【航空法について】 当該飛行に関係する者の物件であれば、申請が不要です。			
					長距離で電波通信を行う場合、通信によっては 使用する機器単位で申請/承認が必要であり、 時間と費用がかさむ。	電波法第27条の18	ドローン活用時の専用または既存の携帯電波による運用を 要望	裕務自	・提案内容の詳細が不明であるが、ドローンを含むロボット用の専用周波数として無人移動体画像伝送システム(169MHz帯、2.46Hz帯、5.7GHz帯)を制度化して効力、無線局免針を取得することで使用可能である。 ・携帯電話は、地上での利用を前握に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用の影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験局の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報過售審議会における技術の検討を経て、今和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話系ットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化化た手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
					最大離陸重量が機体、荷物を含め25kg以上となる場合、機体のより厳しい審査基準が必要	航空法第132条 (最大離陸重量 25kg以上の無人航空機の機能及び 性能に関する規制)	運搬資材により最大離陸重量を超過する場合の基準の明確化を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、審査要領の内で最大薩陸重量が25kgを境に基準を分けております。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
					日の出前または日没後の飛行には、国土交通大臣の承認が必要	航空法第132条の2(夜間飛行)	夢洲建設現場周辺の夜間飛行に関する包括許可を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間 における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させ る場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					原則、人口集中地区の飛行禁止であり、飛行に は承認が必要	航空法第132条第1項第2号、航空 法施行規則第236条の2(人口集 中地区の上空)		国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間 における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させ る場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					飛行許可取得に1カ月程度を要するため、臨機 応変な飛行が困難	航空法第132条第2項第2号	飛行許可取得期間の短縮を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、オンライン申請の活用等により許可取得期間が短縮できるよう にしております。			
大阪府·大阪市	別冊 1 夢洲 ⑮		複数の資材運搬用ドローンを活用し、昼夜を問 わず建設現場内及び高所へ資材の配送を行う。	資材輸送の利便性向上に貢献	第三者物件から30m離す法規があり、第三者物件の所有者許諾があっても、申請が必要	航空法第132条の2第1項第7号	第三者物件の所有者許諾がある場合の飛行高さの緩和を 要望	国土交通省	【航空法について】 当該飛行に関係する者の物件であれば、申請が不要です。			
					長距離で電波通信を行う場合、適信によっては 使用する機器単位で申請/承認が必要であり、 時間と費用がかさむ。	電波法第27条の18	ドローン活用時の専用または概存の携帯電波による運用を 要望	総務省	・提案内容の詳細が不明であるが、ドローンを含むロボット用の専用周波数として無人移動体画像伝送システム(169MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯)を制度化しており、無線局免許を取得することで使用可能である。 ・携帯電話は、地上での利用を削援に設計されているこから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験局の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行うてきた。その後、令和元年6月から情報適倡書議会における技術的検討を修て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、耐素化ルた手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
					最大離陸重量が機体、荷物を含め25kg以上となる場合、機体のより厳しい審査基準が必要	航空法第132条 (最大離陸重量 25kg以上の無人航空機の機能及び 性能に関する規制)		国土交通省	【航空法について】 現在においても、審査要領の内で最大離陸重量が25kgを境に基準を分けております。			
大阪府·大阪市	別冊 1 夢洲 ③		夢洲に出入りするバス・タウシーなどの旅客運送事業者、トラックなどの貨物運送事業者に、人の乗合や貨客混載輸送の建設関係者ニーズを伝達	工事車両の削減、島内の渋滞緩和	タクシーは乗合禁止。旅客運送・貨物運送掛け 持ちは人口3万人以下の「過疎地域」に限って許可されている。	業を行う場合及び貨物自動車運送 事業者が貨物自動車運送事業の用	・貨客混載事業に関わる要件緩和を要望 ・夢洲外〜内を行き来する建設関連運送車両の貨客混載 輸送を「過疎地域」同等以上に認めるよう 要望・タクシー 事業者が乗合事業を申請しやすくするよう要望		5. 連込事業名別、 ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物運送に適用される損害保険へ加入 など、貨物自動車運送事業に通した体制の整備を許可の大前提としているとこ 5。 このような前提から、輸送の安全性確保や商主保護等の観点から懸念があ り、旅客自動車運送事業者による貨客混載について、少子高齢化入口減 かか確ね、他性のかち車業者のみでは物を網の維持が保御が過ぎか得かである。	・夢洲への交通アクセスは夢舞大橋と夢咲トンネルのみであり、交通渋滞の緩和を図る為、工事関係車両の削減が必須となっている。本サービスは、建設作業員の通動用のシャトルバスにて、昼間に、診野外外に設置した集団所で現場間に限定した負客混載による資材運搬を行い、配送車両の削減を図るものである。本サービスは、貨物輸送に適した車両の確保や貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置、貨物運送に適用される損害保険への加入など、輸送の安全性確保や両主保観の観点からの第条件を満たした上で貨客気級実施を検討していることから、過疎地域に限定した条件の緩和について再提案する。	国土交通省	個別の運送方法や運賃収受の形態をみて判断する必要があるが、工事現場等で使用される工事資材や事務用品、工事関係者向けの弁当等の運送が、工事関係者の旅客輸送に付施する運送と捉えることができ、貨物自動車運送 事業化して独立した運送行為と認められない場合には、貸切バス事業の許可の取得のみて工事資材等の運送が可能であり、貨客混載の問題にはならず、貨物自動車運送事業法の許可は不要と思料される。
大阪府·大阪市	別冊 1 夢洲	遠隔型自動運転ロボットを用いて道路 走行による物資運送	人通りが少ない時間帯に公道及びみなし公道を 通って資材を自律走行する自動配送ロボットなど	に専念出来る為生産性が劇的に向上	が、「近接監視・操作型の実証実験」しか認められておらず、「遠隔監視・操作型」「完全自動運	道路運送車両法第41条第2項	ロボットの公道走行に伴う規制緩和、手続きの簡素化等を要望	警察庁	「自動配送ロボット(近接監視・操作型及び適隔監視・操作型)公道実証 実験手順」を警察庁ウェブサイトで公表しており、同手順に沿って道路使用許可 を受ければ、適隔監視・操作型の自動配送ロボットについても、公道走行が可 能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備について、警察庁 で検討を進めているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の 公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイトで公表したとこ ろです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もある ため、具体的な適用方法等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください、			
		上」JICのOTWIPE位	で無人・自動搬送する。	・搬送が無人となり物流効率が可上	転型」の実証、また実装が認められていない。			国土交通省	内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、今和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新た な措置の内容	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府·大阪市		建設現場での遺隔診療・遠隔投棄	・夢洲内で専属産業医の選任規定を工事全体 に適用 ・夢洲内で産業医によるオンライン診療を認めると ともに、薬の処方箋発行による医薬品宅配により、建設期間中の受診・薬の受け取りを可能とす る。	建設・指揮での建築を禁馬の吹き、吹やお専領		労働安全衛生法第13条 オンライン診療の適切な実施に関する 指針 (V1 (2) ② ii 初診の原 則対面」、V1 (5) ② ii 新たな 疾患の処方の対面診療」等)等	悪滅(由下戦や体で高田) 透陽や添ま司能シヤスト>担制		(専属産業医の避任規定について) 労働安全衛生法第13条は、事業者は使用する労働者数が50人以上の事業場ごと産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせることを義務づけており、特に労働者数が1,000人以上(又は特定の業務に従事する労働者が50人以上の事業場に定職を選任し、労働者の健康管理等を行わせることを義務づけており、特に労働者数が1,000人以上(又は特定の業務に従事する労働者が500人以上)の場合は、当該事業場に専属の産業医を選任することは妨げておらず(たたし専属の産業医を進任することは妨げておらず(たたし専属の産業医の選任を要しない事業場の産業医の選任を要しない事業場の産業医を選任することは妨けておらず(たたし専属の産業医を選任し、現場内の産業医の選任を要する各事業場においても、当該産業医を選任し、現場内の産業医の選任を要する各事業場においても、当該産業医を選任し、現場内の産業医の選任を要する各事業場においても、当該産業医を選任し、現場内の産業医の選任を要する各事業場においても、当該産業医を選任し、人場の企業として選任を務づけていることであか、現場を体を一の事業場しなおして産業医の選任を義務づけていることであか、現場を体を一の事業場しみなして専属の産業医を選任することは、事業場ことの特性に応じた産業医業務が適切に行われななる可能性があることから、不適切であるようています。 (大)ライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実施としての時限的措置において明らかなか出かについて、具体的な工ビデンスに基づき、検討を行う、初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒く的な外組みについて、201年夏を目途に対しての内容が開設の情報といての場では、201年夏を目途に対しての内容が発出のについて、具体的な工ビデンスに基づき、検討を行う、初診の取扱い等も含めた時限的措置の実施を指するととして、201年夏を目途に対しての場では、201年夏を目途に対して対しまりに対しまります。 (業剤の配送については、薬局の責任とからなどとしております。と述り、規制で全実施計画」(今和3年6月18日間間に決定)を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化に取り組むこととしております。			
大阪府·大阪市		ヒューマンデータとAI分 析等によるエピテンスに 基づき健康増進プログ ラム	とAI分析等によるエビデンスに基づく健康増進プロ グラムを提供。		で手軽に利用可能となる都市型の湯治の場合は	第73条	・周ラげ(周1回を物か日継結1「3か日で7日」というとうか	厚生労働省財務省	<ul> <li>療養指示に関する「おおよそ 1 ヵ月以内に7日以上の利用」という点については、通常温泉治療の効果が期待されるものについては連続して1週間以上の療養であるという規程策定当時の見解をもとにしている。</li> <li>このため、当該要望については、まず現行の療養指示が改善の余地があるという医学的・科学的エビデンスを示していただく必要がある。</li> </ul>	・環境省が平成30年~令和2年にかけて実施した「全国「新・湯治」効果測定調査プロジアト」「委託先(一財)日本健康開発財団」において、長期間の温泉や滞在ではなくても日帰りや1治2日、年間を通して高頻度で温泉を訪れることで心身への良い影響が見受けられるとの効果が示されている。 ・規定策定当時の見解に基づき運用上「連続して1か月以内に7日以上」を医療費控除の適格要件とされていると認識しているが、医療費控除をあたっての税務署に提出する「温泉療養証明書」」には「連続して」等の記載はないこから、「連続して」や「1か月以内に」といった条件の撤廃など弾力的な連用を再提案する。	厚生労働省財務省	<ul> <li>温泉利用型健康増進施設の医療費控除要件緩和に向けては、今回ご提案 いただいた調査結果に加えて、温泉療養効果に関する医学的・科学的なエピデンスが必要と考える。</li> <li>エピデンス構築・調査研究にあたっては、厚生労働者・環境省・その他関係部局が連携して取り組んでいるところであり、その結果も踏まえ検討したい。</li> </ul>
					・未病段階での健康維持サービスに対して健康保 険が適用されないことから、健康増進を志す利用 者の負担が大きい。	【健康保険法】 第52条	・データ利活用やエビデンスに基づ、健康増進サービス利用に かかる健康保険の適用を要望	厚生労働省	当該事業は規制を受けているものではなく、自治体で実施可能と考える。 なお、公的医療保険制度においては疾病に対する治療を保険給付の対象とし ており、未病段階での各種サービスは保険給付の対象外としている。			
大阪府·大阪市		運動量や運動履歴、	・安価・軽量・電源長寿命なビーコンをシューズに 内蔵することで、スマ木所有率が低い高齢者や子 供にも広く利用可能な健康サービスの展開。日々 の運動量や運動履歴、人流、位置情報等による 健康増進支援や見守り、迷子の防止、災害時の 避難支援等のサービスを提供を予定。	活動においく、エピテンスに基ノ、健康維持に向けた提案が可能になり、医療を必要とする対象者の は小につかがり、カルフに社会保険要の低さが期	・未病段階での健康維持サービスに対して健康保 険が適用されないでとから、健康増進を志す利用 者の負担が大きい。 《再掲》	【健康保険法】 第52条 《再掲》	・データ利活用やエビデンスに基づく健康増進サービス利用に かかる健康保険の適用を要望 《再掲》	厚生労働省	当該事業は規制を受けているものではなく、自治体で実施可能と考える。 なお、公的医療保険制度においては疾病に対する治療を保険給付の対象としており、未病段階での各種サービスは保険給付の対象外としている。			
					・電動キックボードは原動機付自転車とみなされて いることから、本サービスの実施に当たっては過度と 思われる保安基準が定められている。	【道路運送車両法】 第44条	・電動キックボードに対する保安基準の緩和を要望。具体的には、後写鏡(ミラー)や方向指示器の設置基準の緩和等を要望		道路運送車両の保安基準において、最高速度20km/h以下の電動キックボードについては、方向指示器等の設置が不要となっており、令和2年9月には、番号灯の設置を不要とした。			
大阪府·大阪市		パーソナルモビリティによるエリアの回遊性やラストワンマイルの移動快 適性の向上		・エリアの回避性やラストワンマイルの移動快適性 等のユーザビリティ向上、円滑かつ活発な都市活動、エリア間での相互送客への寄与等が期待される		【道路交通法】 第2条第1項第10号 第71条の4第2項 第85条	・ヘルメットの着用や免許取得義務の緩和を要望	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り 方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関す る有識者検討会」において検討を行っているところです。(令和3年7月時 点)			
					・車道を走行しなければならず、自転車道や歩道 を走行することができない。	[道路交通法] 第17条第1項 第3項	・車道ではなく、自転車道や歩道の走行についての規制緩和を要望	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り 方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関す る有識者検討会」において検討を行っているところです。(令和3年7月時 点)			

国家戦略特区				③「②」の事業を実施した場合に想定される経	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせ	0.50.1-10.00-10.00-10.00	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新た	制度の所管・			制度の所管・	
提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	済的社会的効果	ている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	な措置の内容	関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
					(ドローン関連) ・市内全域が人口集中地区であり、飛行禁止区域である	【航空法】 第132条	・人口集中地区内であっても、スーパーシティ区域内での飛行を可能とすることを要望	国土交通省	[航空法について] 現行においても、人口集中地区での飛行については、申請していただくことで飛行が可能であります。			
					・夜間飛行や目視外飛行、第3者(人・物)の 30m未満、イベント上空等での飛行は禁止となっ ている。	[航空法] 第132条の2	・夜間飛行や目視外飛行、第3者(人・物)の30m未満、イベント上空等での飛行について規制の緩和を要望	国土交通省	【航空法について】 現行においても、夜間飛行等での飛行については、申請していただくことで飛行が 可能であります。			
					・低空飛行により交通に影響を与える可能性がある場合は管轄する警察署長の許可が必要	【道路交通法】 第77条	・醫察署長への許可手続きの緩和を要望	警察庁	道路の上空においてドローンを単に飛行させるという行為については、当該行為のみをもって、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるとはいえないことから、原則として、道路使用許可を要しません。他方、道路において、ドローンの離発着、操縦及びごれらに付随する作業を行るとした。ドローンの飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起するための油部をの配置、ドローンの飛行を周知するための立者板等の工作物の設置等を行おうとしたりする場合であって、当該行為が、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれのあるときのほか、ドローンを利用して、道路に人が集まり一般交通に潜しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合については、道路使用許可が必要となるとどがあります。以上の回答に関い、御児家に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、ドローンの飛行形態等を具体的に明らかにして個別に置察庁に御相談ください。			
								国土交通省	[航空法において]なお、航空法で規制されている空域及び方法でドローンを飛行させる場合には、事前に申請が必要です。			
大阪府·大阪市	別冊 2 うめ きた2期 ⑤⑥⑦⑧		・画像解析やドローン、自動走行ロボット等の先端技術を用いた公園内・建物内における施設管理、配送などのマネジメント高度化人の ・1CTを活用した自動配送サービスの提供や点検作業等におけるドローンの活用を行う	で、人の吊社により行う(いた業務の有人化によ ス大手不足∧の対応や 最新技術を活用した	(自動走行ロボット関連) ・自動走行ロボット関連) ・自動走行ロボットの公道走行は現在制度上定義付けされておらず、道路使用の禁止行為に当たる可能性がある		・自動走行ロボットが公道を走行できることの定義付けの要望	警察庁	「自動配送口ボット(近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型) 公道実 証実験手順 を書祭庁ウェブサイトで公表しており、同手順に沿って道路使用許 可を受ければ、自動配送口ボットについても公道走行が可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティについては、関係省庁と連携し、制 度整備に係る検討を行っているところです。 自動走行するロボットを運用する計画等がありましたら、具体的な内容等を明 らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
					(施設管理関連) ・建築物や建築設備、消防設備の点検周期や、室内の空気環境の測定等の周期が定められているため、先端技術の導入により施設管理の高度化を図っても経費節減効果が十分に見込めない。	第17条の3の3	・先端技術の導入により設備故障等の検知や衛生的環境 の確保等がより的確に行うことが可能となる場合における点 検等周期の緩和を要望	厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項で定める建築物環境衛生管理基準は、定期的な①空気環境測定等、②飲料水等の水質管理、③排水設備の維持管理、④清掃、⑤ねずみ等の防除の実施することで、特定建築物維持管理権原者に当該特定建築物を適切に維持管理することを求めているものであり、必ずしも人の常駐を求めたり、特定建築物内を巡視することを求めていたりするのではありません。ご提案いたいた技術は、①から⑤のいずれの措置に活用可能かを判断できないため、御回答が困難です。なお、仮にドロン等にCO2センサー等を搭載することにより、空気環境測定を自動化することが実現可能であれば、①の空気環境測定の代書手段として認められる可能性はあります。一方で、先端技術を導入し、空気環境測定等を的権にできるようになった場合であっても、衛生的環境の確保のためには、測定等の周期を緩和することは困難と考えます。			
								総務省	具体的なイメージが明確とされていないが、新たな技術等を消防用設備等に導入する際には、消防法第17条第3項に基づき設置される特殊消防用設備等とすることが可能である。その場合においては、設備等設置維持計画により点検の期間を定めることになっている。			
								国土交通省	建築基準法第12条においては、建築物、建築設備等について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられており、おおむね半年から3年の間で特定行政庁の定める期間において調査、点検結果を特定行政庁へ報告することとされています。原検結果については、他の検査結果の活用を可能としているほか、外壁の点検へのドローンの活用について検討を進めており、効率的な調査を可能としているところです。今回要望のありました点検等周期の緩和については、おおむね半年から3年の間で特定行政庁の判断により点検等周期を緩和することは可能です。			
		デジタルサイネージや LEDビジョン等を用い た感性をシェアする空 間の創造	<b>封者が最先端の商品を購入・見学できる形での</b>	・都心の公園で世界に繋がる様々な体験に出会	・仮設興行場、仮設店舗等の仮設建築物を建築する場合において、建築基準法にお満たすべき要件が過度であることから、建築コスト等がかりイベント等の収支が見込みにくい。		・仮設興行場、仮設店舗等の仮設建築物を建築する場合 に建築基準法の規定が一部緩和されているが、その緩和要 件の拡充を要望	国土交通省	建築基準法第85条第5項では、仮設興行場や仮設店舗などが臨時に設置されるものであることを考慮し、利用者の安全性確保を前提に、特定行政庁の許可に基づき、すてごの総な範囲で構造・防火・遊難関係規定の一部、集団関係規定などは適用しないものとしています。			
大阪府・大阪市	別冊 2 うめ きた2期 ⑨⑮	先端的な技術や先駆的サービスを通じた 「様々な体験価値」を 市民や来街者に提供 し、市民のQOL向上を ライフデザンベーションを実現する仕組みの 提供	や広告、アート展開(イマーシブミュージアム等)等の弾力的な運用等による感性をシェアする空間の創造 ・みどりのリビングラボにおいて、健康医療・エンタメ・管理運営等の多様な分野で実証実験ができる仕組みを官民で実現	上を図る。 ・官民連携してみどりのリビングラボを実現することで、多様な実証実験が行われ、市民のQOL向上、健康寿命・社会寿命の延伸に貢献する先端	・仮設興行場、仮設店舗等の仮設建築物を建築する場合において、建築の許可期間が1年以内と決まっていることから、建築コスト等がかかりイベント等の収支が見込みにくい。		・仮設興行場、仮設店舗などの仮設建築物を建築する場合における建築許可期間の緩和を要望	国土交通省	建築基準法第85条第6項においては、国際的な規模の会議又は競技会の用 に供することで他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設 興行場等について、特定行政庁が、安全上、防火上及び衛生上支降がなく、 かつ公益上やむを得ないと認める場合においては、当該仮設興行場等の使用 上必要と認める期間を定めてその建築を許可することが可能です。 なお、「国際的な規模の会議又は競技会」は例示であり、国内の会議、競技会 や、大規模な文化・芸術活用の用に供するため1年を超えて使用する特別の 必要がある場合を排除しているものではありません。	・建築基準法第85条第6項については、第5項に加えて「公益上やむをえない」という条件が付されており、適用されるケースがかなり限定されるものと認識しており、本提案では第85条5項における建築計可期間の緩和を求めたもの。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国土交通省	安全上、防火上及び衛生上支降がなく、かつ、公益上やむを得ないことについ は、対象となる建築物の規模、形態、設置状況等を鑑みて、各特定行政庁に おいてご判断をいただくこととしております。

提案主	体名	<b>建案番号</b>	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新た な措置の内容	制度の所管・ 関係全省庁		提案主体からの意見	制度の所管・ 関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府·大		# 2 5 th	Jアルタイム・オンライン サービスを支えるローカ レ5 Gの整備		種 こつが 広機型の並びが作わった。 コスト別ば	通信環境が求められるが、ローカル 5 G通信網は 自己土地内での構築が求められている。	【電波法】 【総務省ローカル5 G 導入に関するが イドライン(令和2年12月最終改 定)】 2.ローカル5 G 導入に係る電波法の 適用関係(7)提供範囲	・現在免許制度としてローカル5G運用では認められていない「他者土地利用」について、エリア内で複数にまたがる所有区分を一つの区域として一体的にカバーする「広域的な利用(他者土地利用)」を可能とする運用の緩和を要望	総務省	正通信 (原則に) C、無線局を移動させ 9 L 利用 9 る が 影り 列用 の の 小	の条件を満たす可能性はあるが、一方で、都心部においては隣接する他者土地にも容易に電波が届くことから「広域利用」とみなされる可能性も	総務省	ローカル5 Gの広域利用については、令和3年8月31日に公表された「デシタル変革時代の電波政策懸談会報告書」において「ローカル5 G免許が最初の再免許を迎える2025年頃に向けて、現行制度下の利用状況とを踏まえた上で、広域利用に関する検討を進めていてとが適当である。」と記載されているところであるが、今回の再提案を踏まえ予定を大幅に前倒し、総務省の審議会等において、広域利用の論点も含むローカル5 Gのあり方について、検討を開始する。上記と並行し、大阪市から今回提案があった地域において、現行制度上の実用局に対し悪影響がないごと等の条件を満たすという前提で、先行モデルとして、実験試験局免許による実験的なローカル5 Gの広域利用を認めることについて検討する。